

【表紙】

| | |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年3月6日 |
| 【会社名】 | 株式会社滋賀銀行 |
| 【英訳名】 | THE SHIGA BANK, LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役頭取 大道良夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 滋賀県大津市浜町1番38号 |
| 【電話番号】 | 077(524)2141 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 総合企画部長 北川正義 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号 株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所 |
| 【電話番号】 | 03(3661)1186 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 総合企画部東京事務所長 高田久幸 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 平成25年3月22日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 平成25年4月1日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 平成27年3月31日 |
| 【発行登録番号】 | 25 - 関東34 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 30,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 30,000百万円 (30,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。 |
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成27年3月6日(提出日)であります。 |
| 【提出理由】 | 臨時報告書の訂正報告書(金融商品取引法第24条の5第5項による)を平成27年3月6日に関東財務局長へ提出いたしました。この臨時報告書の訂正報告書の提出により、当該書類を平成25年3月22日に提出した発行登録書の参照書類といたします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社滋賀銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地) 株式会社滋賀銀行東京支店 (東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号) |

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備える
ものであります。

【訂正内容】

表紙の提出理由に記載のとおりであります。